

自 第 506 号
令和 4 年 10 月 7 日

公益社団法人富山県獣医師会 御中

富山県生活環境文化部自然保護課長

富山県鳥獣保護センターにおける傷病野鳥受入れの一時停止について

日頃より本県の鳥獣行政の推進について、格段のご協力をいただき厚く御礼申しあげます。

さて、県では人為的な行為によってケガ等をした野生鳥獣の救護を鳥獣保護センター等において対応しているところです。

今回、宮城県栗原市で回収された死亡野鳥からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出を受け、全国の対応レベルが3（国内複数箇所発生時）に引き上げられました。

これに伴い、鳥インフルエンザまん延防止のため、鳥獣保護センターにおける野鳥の受入れを全国の対応レベルが下がるまで一時的に停止することとしました。

傷病鳥獣の受入れについては、県のホームページで随時お知らせしていますのでご確認いただくとともに、関係者等への周知についてご協力をお願いいたします。

なお、獣類については通常どおり受け入れておりますことを申し添えます。

県 HP（自然保護課）

「野生鳥獣の救護または捕獲について」

<https://www.pref.toyama.jp/1709/kurashi/kankyoushizen/shizen/yaseiseibutsu/kj00004487/index.html>

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザについて」

<https://www.pref.toyama.jp/1709/kurashi/kankyoushizen/shizen/yaseiseibutsu/kj00013684.html>

（事務担当）

野生生物係 目澤

TEL 076 (444) 3397 (直通)

FAX 076 (444) 4430